

# 一般社団法人日本医療福祉教育コミュニケーション協会（AMWEC）認定 発達障害コミュニケーション指導者資格認定規程

## 第1条 目的

この規程は、一般社団法人日本医療福祉教育コミュニケーション協会（以下「AMWEC」という）認定資格制度要綱（以下「要綱」という）第3条（2）に規定する発達障害コミュニケーション指導者資格の取得などに必要な事項を定める。

## 第2条 種類

発達障害コミュニケーション指導者資格の種類および達成目標は次のとおりとする。

### （1）発達障害コミュニケーション初級指導者

発達障害に関する基礎的な知識の習得と関わりの基本を学んでいる

### （2）発達障害コミュニケーション中級指導者

発達障害に関する専門的な知識の習得と関わりができる。発達障害児者に対する個別支援・集団支援ができる。

### （3）発達障害コミュニケーション上級指導者

発達障害に関する専門的な知識、関わり方、法制度を熟知し、個別支援計画が立てられる。集団指導の立案ができる。当事者・保護者の相談にのれる。発達障害に関する職員の指導ができる。

## 第3条 資格取得

前条に規定する資格を取得しようとする者は、発達障害コミュニケーション指導者資格認定細則（以下「細則」という。）第3章および第4章に規定する講習会において、AMWECが定める基準カリキュラム（ガイドライン）を修了しなければならない。

## 第4条 認定

1. 発達障害コミュニケーション指導者資格の認定は、次の各号のいずれかに該当し、細則第2条に定める資格取得申請をした者について理事長が認定する。

（1）AMWEC主催の発達障害コミュニケーション指導者講習会を受講し、所定のレポートを提出した者

（2）AMWECが認定した発達障害コミュニケーション指導者講習会を受講し、所定のレポートを提出した者

2. 前項により認定された者は、発達障害コミュニケーション指導者として登録する。

## 第5条 資格の有効期間および更新

1. 発達障害コミュニケーション上級指導者資格は、資格認定日から5年毎の更新とする。

2. 更新はポイント制とする。AMWEC が指定する研修の受講等により、更新に必要なポイントの獲得し、更新を希望する者については、更新料 7,500 円を納めるものとする。

## 第 6 条 資格の喪失

発達障害コミュニケーション指導者資格は次に該当するとき、その資格を喪失する。

- (1) AMWEC 正会員が資格保持者の場合、定款第 9 条並びに会員規約第 12 条に定めにより除名されたとき。
- (2) 発達障害コミュニケーション指導者として適当でないと理事長が認めたとき。
- (3) 上級資格者が更新しなかった場合の上級資格。但し、当該資格者が有している初級ないし中級の資格は喪失しない。
- (4) 前項 (1) (2) (3) に該当する者には、事務局より通知する。
- (5) 前項 (1) (2) (3) により、資格を喪失した者が、資格を喪失したことあるいは有資格者と偽ることにより発生した損害およびトラブル等には、AMWEC は一切責任を負わない。
- (6) 前項 (1) (2) (3) により、資格を喪失した者が、資格を喪失したことあるいは有資格者と偽ることにより当法人に損害を与えた場合は、当該会員は、AMWEC が受けた損害を AMWEC に賠償しなければならない。

## 第 7 条 復権

1. 前条 (3) において、上級資格の更新ができなかった者で復権を希望する者は、復権届を提出し、審査を受けなければならない。
2. 復権届を提出し、審査に合格した者について、改めて上級資格を認定する。その際、細則第 2 条第 (5-1) に 3 項に定める審査料 7,500 円および合格時認定登録料 7,500 円を納めなければならない。
3. 復権による上級資格についても、認定日から 5 年毎の更新とする。
4. 復権可能な期間は、喪失後 1 年とする。また、一度復権した者が再び資格喪失した場合は、再復権を認めない。

## 第 8 条 改廃

本規定の改廃は理事会の決議による。

## 附 則

この規程は、平成 26 年 5 月 17 日から施行する。

# 発達障害コミュニケーション指導者資格認定細則

## 第1章 総則

### 第1条 (目的)

この細則は、発達障害コミュニケーション指導者資格認定規程第4条の規定などに基づき、資格の認定に関する具体的な手続きおよび、資格取得に必要な講座並びに資格取得が可能な講習会の取扱いを定め、円滑な実施を図ることを目的とする。

## 第2章 発達障害コミュニケーション指導者資格

### 第2条 資格認定手続きおよび登録方法

1. 発達障害コミュニケーション指導者として認定を希望する者は、次により事務局に認定の申請をしなければならない。

#### (1) 発達障害コミュニケーション初級指導者

発達障害コミュニケーション初級指導者認定申請書(様式 DL-B-A)、講習レポート(様式 DL-B-R) およびすべてのカリキュラムを修了したことを証明する書類(講習会参加証等、写しでよい)を提出し、審査登録料 4,000 円 (AMWEC 正会員は 2,000 円)を納めること。

#### (2) 発達障害コミュニケーション中級指導者

発達障害コミュニケーション中級指導者認定申請書(様式 DL-M-A)、講習レポート(様式 DL-M-R) およびすべてのカリキュラムを修了したことを証明する書類(講習会参加証等、写しでよい)を提出し、審査登録料 7,000 円 (AMWEC 正会員は 5,000 円)を納めること。

#### (3) 発達障害コミュニケーション上級指導者

発達障害コミュニケーション上級指導者認定申請書(様式 DL-U-A)、講習レポート(様式 DL-U-R) およびすべてのカリキュラムを修了したことを証明する書類(講習会参加証等、写しでよい)を提出し、審査登録料 10,000 円を納めること。

2. 審査登録料等は AMWEC が指定する金融機関口座に振込むことで支払うものとし、前項による申請時に、支払ったことを証明する書類(振込票等)の写しを添付すること。

3. 第1項(3)により申請しようとする者は AMWEC 正会員でなければならない。

4. 第1項により申請しようとする者は、第12条第2項ないし第4項の規定に留意すること。

### 第3条 交付

発達障害コミュニケーション指導者資格の認定者には、「認定証」(A4判賞状タイプ)「携帯用認定証」(名刺版カードタイプ)を交付する。

## 第3章 発達障害コミュニケーション指導者講習会

### 第4条 講習会の内容

1. 発達障害コミュニケーション指導者講習会の内容は、AMWECが定めるカリキュラム（ガイドライン）を含まなければならない。
2. 前項のカリキュラムを、講義、実技、DVD視聴、eラーニング等の形式またその組合せにより学習する。

### 第5条 テキスト

1. 発達障害コミュニケーション指導者資格講習会については、AMWECが指定する教材またはAMWECの審査を受けて認定された教材を使用しなければならない。
2. 各カリキュラムの講師が配布する資料をテキストの代用としてもよい。

### 第6条 講習会における遵守事項

認定講座を開催する場合は、次に掲げる事項を整備しなければならない。

#### (1) 経済ルール

- ①クーリングオフ等の払戻し制度があること（手数料は除く）
- ②社会通念上、適切な受講料の設定

#### (2) 倫理規定

- ①個人情報の取扱規定があること。
- ②主催者として関係法令に違反がないこと。

#### (3) 会場

- ①受講者が快適に受講できる教室の広さおよび施設・設備（照明・空調・トイレ等）が整備されていること。
- ②適切な禁煙または分煙対策が施されていること。

#### (4) 講習会出席および修了の証明

- ①講習会参加者に対し、出席および所定のカリキュラム修了を証明ができる措置を講ずること。
- ②講習会への出欠を厳格に管理し、不正な証明や遺漏がないようにすること。

### 第7条 受講対象者

1. 発達障害コミュニケーション指導者講習会の受講資格は次のとおりとする。ただし、理事長が特別に認めた者はこの限りではない。

#### (1) 発達障害コミュニケーション初級指導者講習会

発達障害に関するボランティア、特別支援教室補助員、障害児支援施設の指導員等

(2) 発達障害コミュニケーション中級指導者講習会

発達障害に関わる医療、福祉、教育等の従事者

(3) 発達障害コミュニケーション上級指導者講習会

発達障害に関わる医療、福祉、教育等の従事者を指導・管理する立場にある者

2. 前項に掲げる対象者については、初級ないし上級の各カリキュラムが、それぞれの業務・職責に必要とされる内容となっているもので、前項に記載のない者が講習会を受講できないという事ではない。

3. 発達障害コミュニケーション上級指導者講習会を受講し、認定を受けようとするものは、AMWEC 正会員でなければならない。

## 第8条 認定講習会制度

1. AMWEC 団体会員で希望するものは、発達障害コミュニケーション指導者講習会を主催することができる。

2. 前項の講習会は、AMWEC が指定する教材 DVD（5巻組）の視聴を基本とする。

3. 第1項による講習会の開催の告知は AMWEC のホームページに行う。

## 第9条 教材 DVD の貸与

1. 前条第1項の団体会員と AMWEC は、発達障害コミュニケーション指導者講習会で使用する教材 DVD の貸与契約を締結しなければならない。

2. 貸与契約書は別に定める。

3. 教材 DVD は、前項の貸与契約書の内容に基づき慎重に取扱わなければならない。

## 第10条 講習会開催の留意事項

発達障害コミュニケーション指導者講習会を開催しようとする団体会員は、第6条に掲げる事項のほか、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 講座の告知

① 講座のパンフレット等については、誇大表現や虚偽記載がないか注意をし、受講者に間違った情報を与えないようにすること。

② 広告掲載、新聞折込み等を行う場合は、当該メディアや取扱業者の規定に従うこと。

③ 認定講座実施の1か月前までに AMWEC 事務局に認定講座の開催日、開催場所、連絡先を届け出ること。

(2) 運営等

① 講座の安全かつ適正な実施のため専任の運営責任者を配置することが望ましい。

② 苦情受付および処理に関する体制を整備すること。なお、苦情は講師以外の者が受け付けることが望ましい。

③ 受講料等金銭の取扱いには十分注意すること。

- ④受講者に発達障害コミュニケーション指導者資格の申請を促すこと。ただし、申請は任意なので、強制的にならないよう注意すること。
- ⑤申請を希望する修了者に、提出書類の不備等がないよう注意喚起を行うこと。
- ⑥その他受講者が快適に受講できるよう配慮すること。

(3) 報告義務

- ①講座の受講者について AMWEC 事務局に報告すること。

**第 11 条 委託契約**

1. 認定講座の主催者と AMWEC は、講座受講者の検定資格申請に関わる業務委託契約を結ぶことができる。
2. 業務委託契約書は、別に定める。

**第 5 章 カリキュラム（協会ガイドライン）**

**第 12 条 基準カリキュラムおよび修了年限等**

1. 発達障害コミュニケーション指導者講習会において、習得項目および講習時間は次のとおりとする。

級	習得項目	講習時間
初級	① 発達障害の特性について（広汎性発達障害〔自閉性障害・アスペルガー障害〕（自閉症スペクトラム障害）、学習障害、注意欠陥多動性障害、精神遅滞など） ②発達障害児者への基本的な配慮（感覚過敏、構造化など） ③障害特性に対する関わり方 ④発達障害に関わる基本的な法制度など ⑤発達障害児者への医療（薬物療法）	5 時間以上
中級	1) 感覚特性と作業特性からの療育アプローチ 2) 発達検査から読み解く臨床アプローチ 3) 言語とコミュニケーションからの療育アプローチ 4) ソーシャルスキルトレーニング・人間関係からの療育アプローチ 5) サッカーなど運動療育の実践と課題 6) LD 支援からの学習支援アプローチ 7) リトミックによる感覚運動支援アプローチ 8) 脳波異常・てんかん合併症例へのアプローチ(薬物療法を含む) 9) 強度行動障害と薬物療法へのアプローチ 10) 学校連携・学校支援を通じたソーシャルアプローチ 11) .社会資源の連携からみたソーシャルアプローチ ※各回のレポート提出（400～800 字；E-ラーニング 600～1000 字） ※実習への参加が必須 ※実務経験証明書（1 年以上）の提出	10 時間以上

上級	1) 発達障害児者の支援に必要なカウンセリングマインド 講義 2 時間	24 時 間以上
	2) 福祉場面での個別支援計画書作成 講義 2～4 時間、実習 4～6 時間、小テスト 3) 学校場面での個別支援計画書作成 講義 2～4 時間、実習 4～6 時間、小テスト 4) 就労支援場面での個別支援計画書作成 講義 2～4 時間、実習 4～6 時間、小テスト 5) 総合討論・まとめ 2 時間	
※個別支援計画書 3 種類提出 ※3 回筆記試験（小テスト）合格 ※実務経験証明書（3 年以上）		

2. 第 1 項の表に掲げるカリキュラムの修了に二日以上の日数を要するものは、受講開始の日から 2 年以内に修了しなければならない。

3. 第 1 項の表に掲げるカリキュラムを修了し、第 2 条により資格申請認定を申請しようとする者は、カリキュラム修了の日から 1 年以内に申請をしなければならない。

4. 第 2 項及び第 3 項の期限を過ぎた場合は、当該受講者の受講実績を無効とする。

## 第 6 章 各様式

### 第 13 条 申請等様式

提出書類等については、AMWEC 事務局にてその様式を別途定め、その改訂については、理事会へ報告し承認を得るものとする。

## 第 7 章 その他

### 第 14 条 改廃

本細則の改廃は理事会の決議による。

### 附 則

この規程は、平成 26 年 5 月 17 日から施行する。

平成 27 年 5 月 23 日一部改定